

「国家税務総局による輸出契約備案に関する問題の通知」

2006 年 9 月 15 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

国家税務総局による輸出契約備案に関する問題の通知

国税函[2006]847号

註)和文は仮訳です。ご利用の際は上述青字をクリックして中文原文を参照ねがいます。

2006-09-14 国家税務総局

各省、自治区、直轄市と計画単列市国家税務局：

国务院の批准を得た上、財政部、商務部、国家発展と改革委員会、国家税務総局、税務総署は連名で「商品の輸出時における増値税還付率の一部調整及び加工貿易禁止類商品目録の増補に関する通知」(財税[2006]139号)を發布し、2006年9月15日より一部の商品の増値税還付率に対する調整を規定した。同時に「2006年9月14日(14日を含む)以前に既に外国企業と結ばれた輸出契約に対し、規定された時間以内に税務機関に登録(注：登録＝備案(中国語)以下同様とする)を行った場合、規定された期限内に当該輸出契約に属する貨物を輸出する時に、輸出企業は調整する前の増値税還付率を選び、税金の還付申請を行うことができる」と明確に規定した。ここに輸出契約に関わる問題につき、下記のように通知する：

一、 本通知における登録輸出契約とは、「中華人民共和国契約法」第十一条の規定に基づき締結した書面の契約をさす。同時に下記の条件に満たさなければならない：

- (一)2006年9月14日(14日を含む)前に締結したものでなければならない；
- (二)契約の締結日時、輸出企業、外国企業、輸出商品名称、単価、数量、金額、及び契約協議番号などの内容を明記したものでなければならない；
- (三)輸出企業と外国企業双方が署名又は捺印で確認されたものでなければならない；データ電子文書と言う方式で締結された書面の契約は、輸出企業によりプリントされ、且つ企業の責任者の署名又は捺印で確認されたものでなければならない；
- (四)契約の内容は真実に有効でなければならない。

二、 輸出企業は2006年9月30日までに本通知の第一条の規定に合致し、且つ企業の会社印が捺印されている契約の原本と契約の写し(「原本と一致している」と明記し、且つ輸出企業の責任者の署名がなければならない)、及び「輸出契約登録申請表」(添付文書1)を一括に所在地の増値税還付を主管する国家税務局(以下、税務機関と略す)に送付し、報告と登録を行う。

三、 各級の税務機関は輸出企業の関連する輸出契約登録の申請を速やかに受け付け、且つ本通知の第一と第二条の規定に基づき、真面目に審査・査定しなければならない。審査・査定を行った後、規定に合致する輸出契約を登録し、同時に輸出契約の原本を輸出企業に返却する。規定に合致していない輸出契約は一概に登録せず、それを輸出企業に返却する。登録された後の輸出契約を変更してはならない。

四、 輸出企業は上述の輸出契約に属する貨物を通関申告し、輸出した後、増値税還付を申告するときに、別途明記しなければならない。

五、 税務機関は上述の登録された輸出契約に属する貨物の増値税還付を審査・批准する時に、現行の規定に基づき、正常に輸出企業が提供しなければならない証憑書類を審査・査定しなければならない。

それ以外に、登録契約の主要な内容と実際に輸出される貨物の関係する内容に対し、重点的に審査・査定を行わなければならない。2006 年 12 月 14 日(14 日を含む、上海税関の「輸出貨物通関状(輸出還付専用)」で明記した輸出日時に準ずる)までに輸出される貨物に対し、実際に輸出される貨物は登録輸出契約に載せた輸出企業、外国企業、輸出商品の名称などの内容に合致している場合、税務機関は調整された前の増値税還付率に基づき、税金の還付を行う。登録契約に属する輸出企業、外商、輸出商品の名称など、そのうち何れかの一項目の内容に変更がある場合、当該契約の登録金額以内の輸出貨物は調整された後の増値税還付率に基づき、税金を計算し、還付する。既に税金の還付を行った場合、税務機関は還付すべきではない部分を追徴する。 上述の登録金額とは、登録契約に属し、且つ調整された前の増値税還付率の適用を申請した輸出貨物の輸出金額をさす。

- 六、 輸出企業が輸出契約を税務機関に報告し登録した後、2006 年 9 月 15 日から 2006 年 12 月 14 日までの実際の輸出貨物金額又は数量が、登録契約の登録金額又は数量を超えた場合、超えた部分は調整された後の増値税還付率に基づき、税金の還付を行う。
- 七、 来料加工再輸出業務を除き、その他の貿易方式で輸出還付を申告する輸出業務は、本通知で規定した輸出契約登録弁法を適用する。
- 八、 委託代理輸出に属する場合、輸出を委託した企業は税務機関に輸出契約を登録するほかに、同時に輸出を代理する企業との間の輸出代理協議書を登録しなければならない。受託側が外国企業と輸出契約を締結した場合、一律に委託側により契約の登録手続きを行う。
- 九、 輸出企業が書き直し、偽造、バックデートなどの手段で違法な利益を謀る場合、一度発見されたら、税務機関は税金を還付しない。既に還付された、又は還付すべきではない部分を追徴し、且つ関連する法律・法規の規定に基づき処罰する。
- 十、 石炭の輸出は財税[2006]139 号文書第一条第(四)款第 3 項の規定に基づき、輸出契約の登録手続きを行う。
- 十一、 各級の税務機関は、登録輸出契約の整理と統計をきちんとしなければならない。各省(自治区、直轄市、計画単列市)の国家税務局は 2006 年 10 月 31 日までに、今回の契約登録業務及び「輸出契約登録統計表」(添付文書 2、石炭の輸出を含まず)一同で書面で総局(輸入輸出税收管理司)に報告しなければならない。

添付文書 : 1、輸出契約登録申請表
2、輸出契約登録統計表

国家税務総局

二〇〇六年九月十四日